

【全般】

問 「市民」という言葉は「住民」と変更するべきではないか。また、条例の中で「市民」と「住民」という言葉がともに使われており一貫性がない。

答 市民とは、市の住民、その市に住んでいる人とされており、国民とほぼ同義で一般に広く使用されている。よって、本条例においてもこのまま使用したいと考える。なお、解説では住民という言葉を使用しているが、市民に統一する。

問 議会基本条例の説明会はこれで終了するのか。

答 議会基本条例は 6 月議会での制定を目標としており、説明会についてはこれで終了とする。なお、今後については条例が制定されれば議会報告会を行うことになり、市民の皆様の意見を聞く機会もできると考えている。

【第 5 条】

問 議会報告会、年 1 回以上となっているが、なぜ 4 回以上でないのか

答 議会報告会の回数の規定については今までも議論されてきたが、最低でも年 1 回を義務付けそれ以上を行うということで年 1 回以上という表現に至った。

よって、今回は条文の年 1 回以上との表現は変更しないこととするが、回数については運用面で議会の状況などを勘案して最大限ニーズに応えたいと考えている。

なお、条文の改正についても第 8 章で見直し規定が定められており、今後の状況の変化をみて対応していく。

【第 7 章】

問 第 7 章 議員の政治倫理は、章としてはもっと前の方にあるべきではないか。

答 この条例は今まで明文化されていなかった議会運営の基本原則を定めたものであり、章の順位も議会全体に関する規定が先にある今の案が適当であると判断する。

なお、章の順位でその規定の重要性が評価されるのではなく、それぞれは同列であると考えている。

【その他】

問 議会だよりに「議会を傍聴してみませんか」と書かれているが、日程が書いていない。明記してほしい。

答 次期定例会の日程については、開催日の約 1 週間前の議会運営委員会で最終決定されるため、議会だよりに掲載することができない。決定次第、議会のホームページに掲載しているので、ご覧いただきたい。また、東かがわ市メール配信サービスに登録さ

れている方には配信している。

なお、定例会は年4回の開催で、開催時期は3月、6月、9月、12月であるが、詳細日時については議会事務局に電話で問い合わせさせていただくこともできる。

問 教育委員会・選挙管理委員会はどここの所轄か

答 教育委員会・選挙管理委員会は、ともに、政治的中立性を必要とする、一般行政機構から独立して設置される行政委員会である。

なお、教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき設置され、選挙管理委員会は、「地方自治法第181条第1項」に基づき設置されている。